

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	農業協同組合法			法令番号	昭和22年法律第132号		
手続名	登記未了による設立認可の取消			根拠条項	第63条第2項		
処分基準	<p>農業協同組合法</p> <p>第63条 組合は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによって成立する。</p> <p>② 組合が第59条第1項の設立の認可があった日から90日を経過しても前項の登記をしないときは、行政庁は、当該認可を取り消すことができる。</p>						
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	目次No.